

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第11号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

第1条第1項を次のように改める。

京都市上下水道局(以下「局」という。)に次の表に掲げる部、室及び課を置くとともに、課を置かない室及び課に同表に掲げる係長を置く。

部又は室の 名称	課又は室の名称	係長の職名
総務部	総務課	庶務係長，調査係長，広報係長，経営管理係長， 経営企画係長，財産管理係長，情報・危機管理係 長
	職員課	人事係長，監察係長，企画調査係長，給与労政係 長，人材育成係長
	経理課	財務第1係長，財務第2係長，会計係長
	用度課	制度管理係長，契約係長
	お客さまサービス 推進室	管理係長，サービス推進係長，利用促進係長，料 金係長，収納施策係長，料金システム係長，シス テム開発係長

技術監理室	監理課	管理係長，技術調整係長，検査基準第1係長，検査基準第2係長，営繕係長
	地域事業課	
水道部	管理課	庶務係長，企画係長，施設情報係長
	施設課	調整係長，施設係長，設備係長，浄水係長
	給水課	事務係長，給水係長，鉛管解消係長
	配水課	事務係長，配水係長，整備係長，路面復旧係長
下水道部	管理課	庶務係長，技術係長，管路情報係長，排水設備係長
	施設課	事務係長，技術係長，水質指導係長
	計画課	事業係長，企画係長
	設計課	調整係長，管路第1係長，管路第2係長，施設係長，設備係長

第1条第2項の表伏見営業所の項係の名称の欄中「，点検係」を削り，同項係長の職名の欄中「，点検係長」を削る。

第1条中第8項を第10項とし，第7項を第9項とし，第6項を第8項とする。

第1条第5項各号列記以外の部分中「水質管理センター及び」を削り，同項第1号を削り，同項第2号から第11号までを1号ずつ繰り上げ，第10号の次に次の1号を加える。

(1) 水質管理センター 京都市東山区粟田口華頂町3番地

第1条第5項第19号中「153番地61」を「15番地」に改め，同項を同条第7項とする。

第1条第4項の表鳥羽水環境保全センターの部水処理第2課の項係の名称の欄中「施設第1係」を「施設係」に改め、「施設第2係」を削り、同項係長の職名の欄中「施設第1係長」を「施設係長」に改め、「施設第2係長」を削り、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 山ノ内浄水場の廃止及び給水区域再編計画に関する事務を担当させるため、給水区域再編プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を編成する。

第1条第3項の表水道管路管理センターの部北部配水管理課の項係の名称の欄中「施設第1係、施設第2係」を「施設管理係、漏水防止係、漏水修繕係」に改め、同項係長の職名の欄中「施設第1係長、施設第2係長」を「施設管理係長、漏水防止係長、漏水修繕係長」に改め、同部南部配水管理課の項係の名称の欄中「事務係」の右に「施設管理係」を加え、同項係長の職名の欄中「事務係長」の右に「施設管理係長」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 技術監理室に次の表に掲げる事業所及び課を置く。

事業所の名称	課の名称
水質管理センター	水質第1課
	水質第2課

第2条及び第3条を次のように改める。

(職名)

第2条 局に次長、部に部長、室に室長、センター、営業所及び事業所に所長、配水場及び浄水場に場長、課に課長、支所に支所長を置く。

2 局に技術長、理事又は主席監察員を置くことがある。

3 部に担当部長又は担当課長、室に担当課長、課長補佐、担当課長補佐又は担当係長、センター、営業所及び事業所に担当課長、所長補佐、課長補佐、担当課長補佐又は担当係長、浄水場に担当課長、課長補佐、担当課長補佐、担当係長又は主任若しくは職

長，課に担当課長，課長補佐，担当課長補佐又は担当係長，係及び支所に担当係長又は主任若しくは職長を置くことがある。

- 4 担当部長及び担当課長の職名の前に，管理者が別に定める担当事務の名称を付することがある。
- 5 総務部に経営改革担当部長を置くことがある。
- 6 総務課に経営推進担当課長又は経営計画担当課長を置くことがある。
- 7 職員課にコンプライアンス担当課長又は人材育成担当課長を置くことがある。
- 8 お客さまサービス推進室に副室長，業務管理担当課長又は料金・システム企画担当課長を置くことがある。
- 9 技術監理室に技術監察員を置くことがある。
- 10 地域事業課に北部特環担当課長又は京北分室担当課長を置くことがある。
- 11 プロジェクトチームにチームリーダーを置く。
- 12 プロジェクトチームにサブリーダーを置くことがある。

(職務)

第3条 次長は，管理者の命を受け，局の所掌事務を掌理し，局の所属職員を指揮監督する。

- 2 技術長は，上司の命を受け，上下水道事業に係る技術的事項を総括する。
- 3 部長及び技術監理室長は，次長の命を受け，所掌事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。
- 4 主席監察員及び技術監察員は，統括監察員を補佐する（技術監察員にあつては，工事に係る業務監察に関する事務に限る。）。
- 5 課長，お客さまサービス推進室長，事業所の長，事務分掌の定めのある係の係長及び管路管理センター支所長は，上司の命を受け，所掌事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

6 理事，担当部長，経営改革担当部長，担当課長，経営推進担当課長，経営計画担当課長，コンプライアンス担当課長，人材育成担当課長，業務管理担当課長，料金・システム企画担当課長，北部特環担当課長，京北分室担当課長，課長補佐，担当課長補佐，所長補佐，係長，担当係長及び主任は，上司の命を受け，担当事務を処理し，補佐職員があるときは，これを指揮監督する。

7 副室長は，室長を補佐する。

8 担当課長，課長補佐，担当課長補佐及び所長補佐は，上司の定める事務についてこれを補佐する。

9 チームリーダーは，上司の命を受け，プロジェクトチームの担当する事務を処理し，プロジェクトチームを構成する職員（以下「チーム員」という。）を指揮監督する。

10 サブリーダーは，チームリーダーを補佐する。

11 前10項に定める職員以外の職員は，上司の命を受け，次条第2項の規定により定められる担当事務に従事する。

第4条第1項中「，水質管理センター所長」を削り，同条に次の1項を加える。

3 水道部長は，所属職員のうちから，チーム員となるべき者を定める。

第5条を次のように改める。

(代理)

第5条 次長に事故があるときは，主管事務につき，部長又は技術監理室長がその職務を代理する。

2 部長又は技術監理室長に事故があるときは，主管事務につき，課長又はお客さまサービス推進室長がその職務を代理する。ただし，担当部長又は経営改革担当部長が置かれている場合は，主管事務につき，担当部長又は経営改革担当部長がその職務を代理し，担当部長又は経営改革担当部長に事故があるときは，主管事務につき，課長がその職務を代理する。

3 課長又はお客さまサービス推進室長に事故があるときは、その主管事務につき、副室長、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。ただし、副室長、担当課長、経営推進担当課長、経営計画担当課長、コンプライアンス担当課長、人材育成担当課長、業務管理担当課長、料金・システム企画担当課長、北部特環担当課長又は京北分室担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、副室長、担当課長、経営推進担当課長、経営計画担当課長、コンプライアンス担当課長、人材育成担当課長、業務管理担当課長、料金・システム企画担当課長、北部特環担当課長又は京北分室担当課長がその職務を代理し、副室長、担当課長、経営推進担当課長、経営計画担当課長、コンプライアンス担当課長、人材育成担当課長、業務管理担当課長、料金・システム企画担当課長、北部特環担当課長又は京北分室担当課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。

4 事業所の長に事故があるときは、あらかじめ上司の定めた者がその職務を代理する。  
第6条を削る。

第7条総務課の項第12号中「技術管理課」を「監理課」に改め、同項第14号を削り、同項第15号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、同項第21号及び第22号を削り、同項第23号中「疏水運河用地」を「疏水の用地」に改め、同号を同項第20号とし、同項第24号から第31号までを3号ずつ繰り上げ、同項32号中「服務監理室」を「技術監理室」に、「下水道部」を「及び下水道部」に改め、「及び水質管理センター」を削り、同号を同項第29号とする。

第7条職員課の項中第2号から第9号までを9号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の9号を加える。

(2) 職員の服務規律に関する指導及び服務監察並びに業務監察に関すること。

(3) 京都市職員の倫理の保持に関する条例による事務に関すること。

- (4) 公益通報者保護法による事務に関する事。
- (5) 京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例による事務に関する事。
- (6) 職場におけるセクシャルハラスメントに関する相談及び指導に関する事。
- (7) 組織の管理に関する事。
- (8) 人事管理の調査及び研究に属する事。
- (9) 人材育成基本方針に関する企画及び調査に関する事。
- (10) 職員の給与その他の勤務条件に関する事。

第7条の表職員課の項に次の1号を加える。

- (19) 被服の需給調整, 検査, 管理及び出納に関する事。

第7条中技術管理課の項及び地域事業課の項を削る。

第7条お客さまサービス推進室の項第13号を次のように改める。

- (13) お客さまサービス推進室又は営業所において行う水道及び下水道の利用促進施策の推進に関する事。

第7条お客さまサービス推進室の項中第15号を第17号とし, 第14号を第16号とし, 第13号の次に次の2号を加える。

- (14) 水の使用実態等の調査に関する事。
- (15) 水及び使用者のニーズ把握に関する事。

第7条を第6条とし, 同条の次に次の1条を加える。

(技術監理室)

第7条 技術監理室の事務分掌は, 次のとおりとする。

監理課

- (1) 室の庶務に関する事。
- (2) 事故処理に関する事。
- (3) 広報に関する事。

- (4) 局の所管に属する工事に係る設計の標準化及び代価に関する事。
- (5) 局の所管に属する技術的事項に係る調査、研究及び研修に関する事。
- (6) 局の所管に属する工事の検査に関する事。ただし、別に定める検査を除く。
- (7) 局の所管に属する工事に係る設計変更の審査に関する事。ただし、軽易な設計変更を除く。
- (8) 物品等の検査に関する事。
- (9) 営繕に関する事。
- (10) 局技術管理委員会に関する事。
- (11) 総合評価競争入札に係る技術審査及び評価に関する事。
- (12) 工事に係る監査に関する事。
- (13) 国庫補助事業に係る会計検査の統括に関する事。
- (14) 環境報告書に関する事。
- (15) 技術改革による事業効率化の推進に関する事。
- (16) 工事に係る業務監察に関する事。
- (17) 水質管理センターに関する事。
- (18) 地域水道等推進体制検討委員会に関する事。
- (19) その他上下水道事業の技術に関する諸課題の調整に関する事。

#### 地域事業課

- (1) 地域水道事業、京北地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の調査、計画及び実施に関する事。
- (2) 地域水道事業、京北地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に係る土地の取得及びこれに伴う登記並びに地上物件の移転等に伴う補償に関する事。

第10条を削る。

第11条資器材防災センターの項第1号中「物品資材（）」の右に「被服及び」を加え



る。

第11条営業所の項の次に次の1項を加える。

水質管理センター

水質第1課

- (1) 水質管理センター及び課の庶務に関すること。
- (2) 水質浄化過程の試験，調査及び研究に関すること。
- (3) 上水道の水源並びに原水，ろ水及び浄水等の水質検査に関すること。
- (4) 水質についての試験，調査及び研究の受託に関すること。
- (5) 給配水管の腐食状態調査に関すること。
- (6) 水道事業用品の純度試験に関すること。
- (7) 水質統計に関すること。
- (8) 浄水場及び疏水事務所の水質に係る連絡調整に関すること。

水質第2課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 下水の水質試験，調査及び研究に関すること。
- (3) 下水の水質統計に関すること。
- (4) 水質に係る水環境保全センターとの連絡調整に関すること。

第11条水道管路管理センターの項を次のとおり改める。

水道管路管理センター

北部配水管理課

事務係

- (1) センター及び課に属する器具，資材及び車両の管理に関すること。
- (2) センター及び課に属する工事に関する渉外事務に関すること。
- (3) センター及び課に属する工事等の統計に関すること。

- (4) センター及び課に属する工事用資材及び給水装置用材料の出納保管に関する事。
- (5) 京都市上下水道局会計規程第28条の規定により前渡された貯蔵品の管理に関する事。
- (6) 給水装置の修繕料及び給水装置工事用材料の売却代金の調定及び徴収に関する事。
- (7) 特別給水に係る料金等の調定及び徴収に関する事。
- (8) その他センター及び課の庶務に関する事。

#### 施設管理係

- (1) 担当地域に係る配水管及びその付帯施設（加圧設備及び遠隔監視設備を除く。）の維持管理に関する事。
- (2) 担当地域に係る消火せんに関する事。
- (3) 担当地域に係る断水及び通水の調整に関する事。
- (4) 担当地域に係る漏水防止計画に関する事。
- (5) 担当地域に係る漏水の調査に関する事。

#### 漏水防止係

- (1) 担当地域に係る漏水防止工事の施行に関する事。

#### 漏水修繕係

- (1) 担当地域に係る水道メーターの設置及び取替えに関する事。
- (2) 担当地域に係る給水装置の修繕工事の施行に関する事。
- (3) 担当地域に係る断水及び濁水等に関する広報並びに応急給水に関する事。
- (4) 担当地域に係る特別給水に関する事。

#### 南部配水管理課

##### 事務係

- (1) 課に属する器具、資材及び車両の管理に関する事。

- (2) 課に属する工事等に関する渉外事務に関すること。
- (3) 課に属する工事等の統計に関すること。
- (4) 課に属する工事事用資材及び給水装置用材料の出納保管に関すること。
- (5) 京都市上下水道局会計規程第28条の規定により前渡された貯蔵品の管理に関すること。
- (6) 給水装置の修繕料及び給水装置工事事用材料の売却代金の調定及び徴収に関すること。
- (7) 特別給水に係る料金等の調定及び徴収に関すること。
- (8) その他課の庶務に関すること。

#### 施設管理係

- (1) 担当地域に係る配水管及びその付帯施設（加圧設備及び遠隔監視設備を除く。）の維持管理に関すること。
- (2) 担当地域に係る消火せんに関すること。
- (3) 担当地域に係る断水及び通水の調整に関すること。
- (4) 担当地域に係る漏水防止計画に関すること。
- (5) 担当地域に係る漏水の調査に関すること。

#### 漏水防止係

- (1) 担当地域に係る漏水防止工事の施行に関すること。

#### 漏水修繕係

- (1) 担当地域に係る水道メーターの設置及び取替えに関すること。
- (2) 担当地域に係る給水装置の修繕工事の施行に関すること。
- (3) 担当地域に係る断水及び濁水等に関する広報並びに応急給水に関すること。
- (4) 担当地域に係る特別給水に関すること

第11条を第10条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(関係規程の一部改正)

- 2 京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表中「、技術調整担当部長」を「主席監察員，副室長」に、「、資産活用担当課長」を「、経営計画担当課長，、コンプライアンス担当課長」に、「、北部特環担当課長，、京北分室担当課長，、業務管理担当課長，、料金・システム企画担当課長」を「技術監察員，、業務管理担当課長，、料金・システム企画担当課長，、北部特環担当課長，、京北分室担当課長」に改め、「、支所長」の右に「，、チームリーダー，、サブリーダー」を加える。

- 3 京都市上下水道局職員等厚生会規程の一部を次のように改正する。

第35条中「厚生係長」を「人材育成係長」に改める。

- 4 京都市上下水道局公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第4項」を「第5項」に改める。

- 5 京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部を次のように改正する。

別表中「労政係長」を「給与労政係長」に改め、水質第1課及び水質第2課の項を削り、地域事業課の項の次に次の2項を加える。

「

水質第1課	課長	担当課長補佐又は担当係長
水質第2課	〃	〃

」

- 6 京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

第12条中「第4項」を「第5項」に改め、「服務監理室長にあつては監察課長とし、

総務課にあつては資産活用担当課長が所掌する事務に限り資産活用担当課長とし、」を削る。

第24条第1項中「資器材・防災センター」を「職員課，資器材・防災センター」に、「水道部管理課」を「水道部施設課」に改める。

第27条中「資器材・防災センター所長又は水道部管理課長」を「人材育成担当課長，資器材・防災センター所長又は水道部施設課長」に改める。

第29条から第32条までの規定中「資器材・防災センター所長及び水道部管理課長」を「人材育成担当課長，資器材・防災センター所長又は水道部施設課長」に改める。

別表(2)中

「

企業出納員となる職		つかさどる事務
物品出納員	物品副出納員	

」

を

「

企業出納員となる職		つかさどる事務
物品出納員	物品副出納員	
(7) 人材育成担当課長	職員課 人材育成係長	a 被服に関する出納その他の会計事務

」

に、「(ア) 資器材・防災センター所長」を「(イ) 資器材・防災センター所長」に、「及び活性炭」を「，被服及び活性炭」に、

「

(イ) 水道部管理課長	水道部管理課 庶務係長
-------------	----------------

」

を

「

(ウ) 水道部施設課長	水道部施設課 調整係長
-------------	----------------

」

に、「(ウ) 各営業所長」を「(エ) 各営業所長」に、「(エ) 京都市上下水道局組織及び事務処理規程」を「(オ) 京都市上下水道局組織及び事務処理規程」に改め、「サービス監理室」、「監察課長」及び「監察第1係長」を削り、「(オ) 各浄水場長」を「(カ) 各浄水場長」に、「(カ) 疏水事務所長」を「(キ) 疏水事務所長」に、「(キ) 鳥羽水環境保全センター」を「(ク) 鳥羽水環境保全センター」に改める。

7 京都市上下水道局電子計算機処理に係るデータ保護管理規程の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第4項」を「第5項」に改める。

8 京都市上下水道局公印規程の一部を次のように改正する。

別表第2中「京北分室担当課長，資器材・防災センター所長」を「資器材・防災センター所長，京北分室担当課長」に改める。

(上下水道局総務部総務課)